

# 体罰問題について

- I 愛知県における体罰の実態調査結果について ..... P 1
- II 愛知県における体罰の防止と指導体制について ..... P 3
- (参考資料) 体罰に関する法・通知等 ..... P 4

# I 愛知県における体罰の実態調査結果について

## ○体罰の実態把握に係る調査（文部科学省）

平成24年度に発生した案件について、正確に実態を把握するため、職員への聴き取りや必要に応じてアンケートを行うなどの工夫をしながら実施した調査である。（公立学校：平成25年4月30日報告、私立学校：平成25年5月22日報告）

- ・ 学校数に対する発生率は、高等学校が一番高く、続いて中学校、小学校の順になっている。
- ・ 体罰は小学校においては授業中に行われる事例が約半数を占める一方で、中学校及び高等学校においては部活動において行われる事例が多い。
- ・ 体罰の態様については、どの学校種においても平手で殴る事例が過半数を占めている。

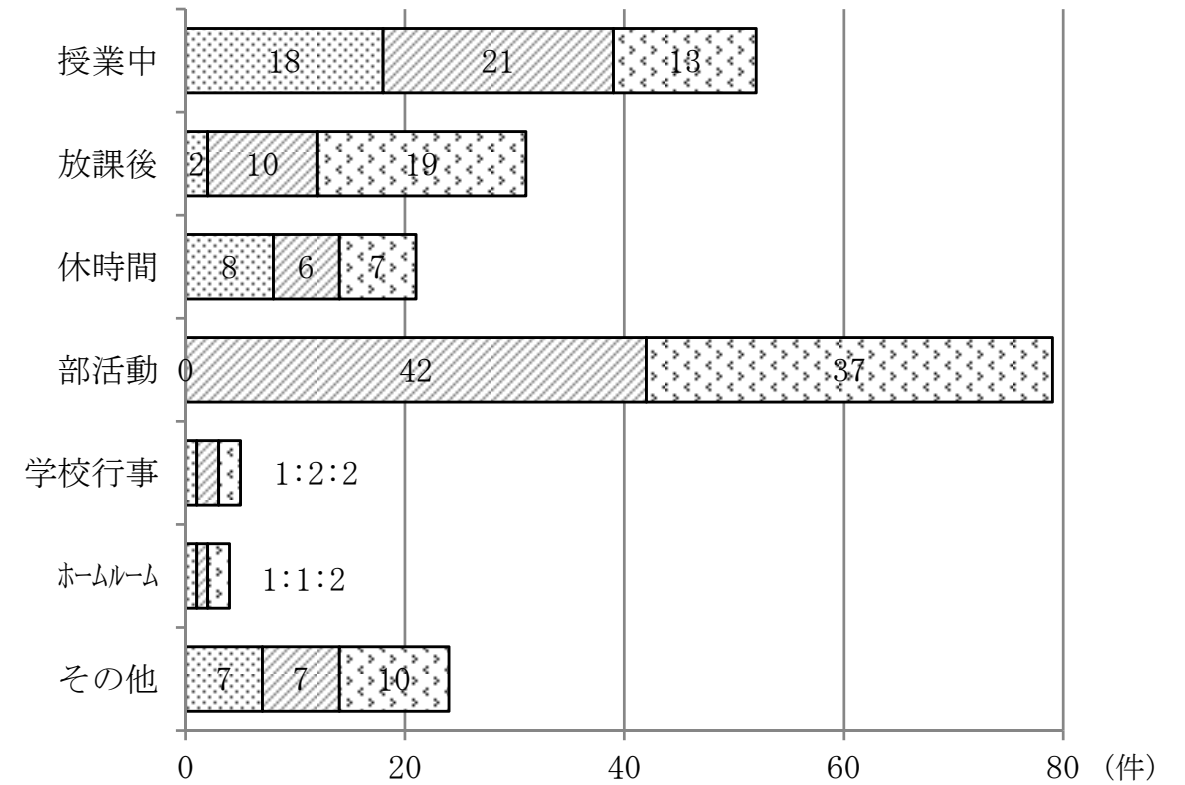
### 1 発生件数及び被害児童生徒数

上段：公立学校 下段：私立学校

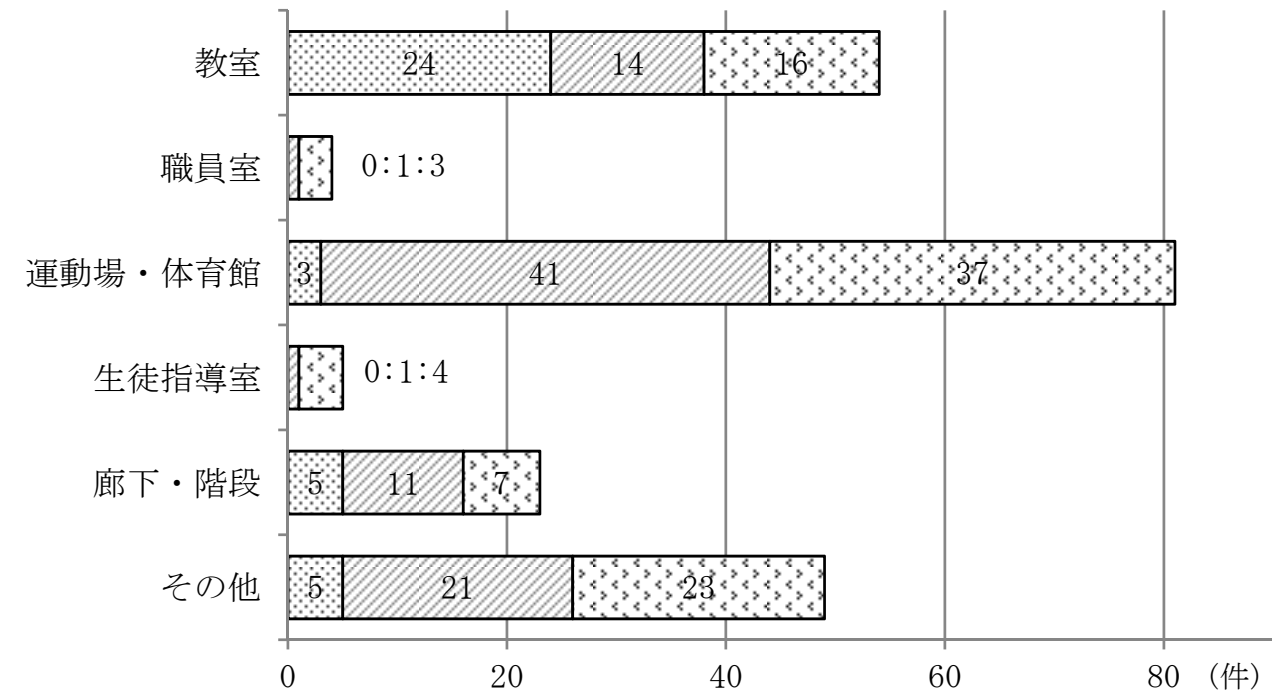
	学校数 (数)		発生件数(件)	被害児童生徒数(人)
	学校数	対象		
小学校	34	980	37	92
	0	3	0	0
中学校	68	414	87	132
	1	23	2	4
高等学校	35	164	59	206
	12	55	31	66
中等教育学校	—	—	—	—
	0	1	0	0
特別支援学校	0	33	0	0
	—	—	—	—
合計	137	1,591	183	430
	13	82	33	70

### 2 体罰が行われた場面

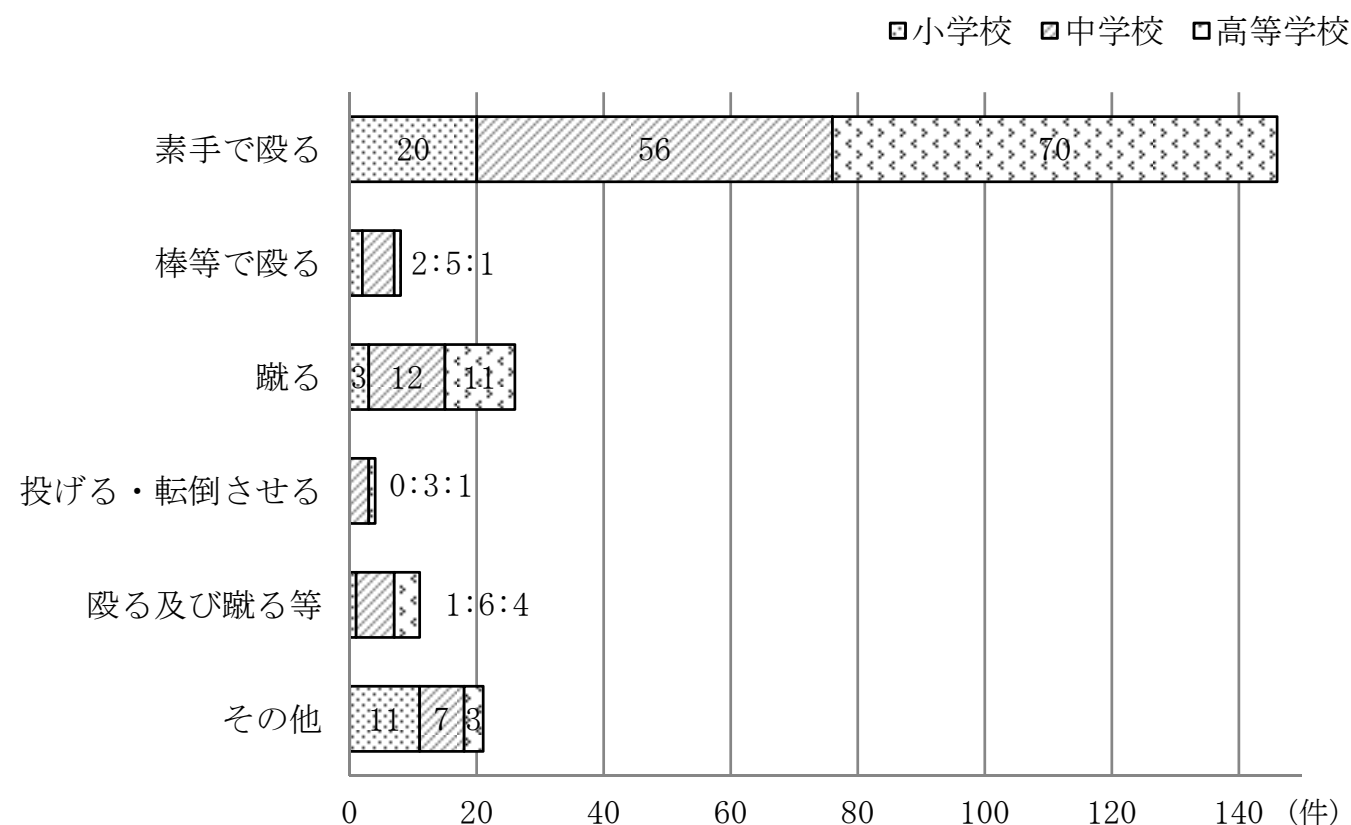
□小学校 □中学校 □高等学校



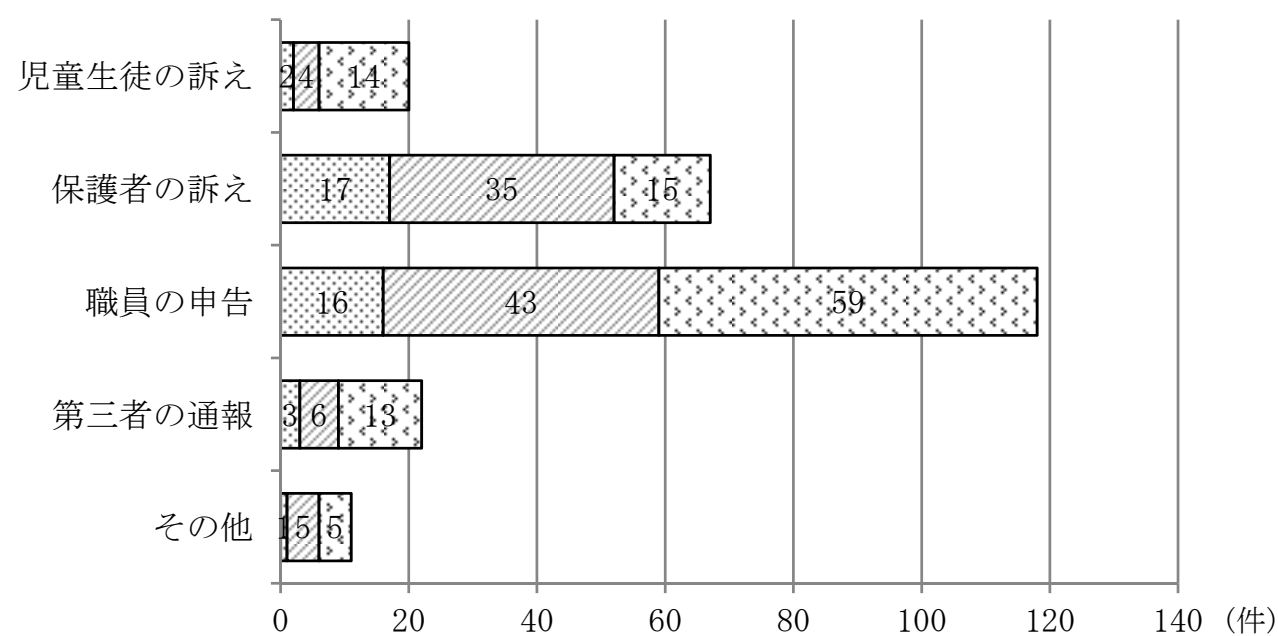
### 3 体罰が行われた場所



#### 4 体罰の態様



#### 5 把握のきっかけ



#### 6 処分の状況 (公立学校分)

(単位：人)

	懲戒処分		訓告等	
	当事者	監督者	当事者	監督者
小学校	1 (戒告)	0	3 1	1 2
中学校	1 (戒告)	0	6 3	1 7
高等学校	4 (停職 1、戒告 3)	1 (減給)	5 3	2 4
合計	6	1	14 7	5 3

#### 7 具体的な事例

##### (1) 小・中学校

- 国語の授業中、当該児童を指名したところ「分かん。」と答えたので、投げやりな態度と受け止め、頬を平手打ちした。
- 講演会を聞いている中、居眠りをしていた当該生徒に何度も注意したが、やめなかったため、頬を平手打ちしたら鼻血を出した。
- 給食の片付けで、当該生徒が食器を投げて片付けたり、みかんの皮を指定の袋に入れず食缶に入れたりしたので、当該生徒を投げ転倒させた。
- 喧嘩の仲裁をした際、当該児童が事実と異なることを証言したので、胸元をつかみ引き寄せたところ、当該児童の頭が後ろに傾き柱で頭部を打った。

##### (2) 高等学校

- 大会前の部活動の練習中、集中力に欠ける部員の意識を高めるため、キャプテンである生徒2人の頬を、それぞれ平手で1回叩いた。
- 遅れて登校した生徒を指導する際、頬を平手で1回叩き、口の中を軽く切るけがを負わせた。また、授業態度が悪い生徒の指導の際、平手で頬を1回叩いた。
- 授業中に指示を守らなかった生徒の頭を平手ではたき、頭を押さえて髪を引っ張ったり、横腹を数回蹴った。
- 連休中に練習試合で遠征した際、遠征先の体育館において、集合時間の遅れや荷物の管理のいい加減さなどから、部員を平手打ちにした。また、試合中のミスに対して平手打ちをした。

## II 愛知県における体罰の防止と指導体制について

### 県立学校における体罰の実態調査から明らかになった問題点

- (1) 体罰の事案で教育委員会に報告されていないものがあったこと
- (2) 体罰の実態を管理職も十分に把握できていない面があったこと
- (3) 教育委員会も学校も体罰に対する認識や対応に甘さがあったこと
  - 体罰が繰り返されるという実態があったこと
- (4) 部活動の指導の中で体罰の事案が最も多かったこと
  - 長年にわたり部活動を指導して実績をあげると周囲の期待も大きくなり、顧問の指導に違和感を抱いても意見を言いにくい環境が生まれたこと



### 実態調査後の対応

- 教育委員会会議（平成 25 年 2 月 8 日（金））で体罰問題について協議
- 教育委員長のメッセージを県立学校の全教職員及び各市町村教育委員会に配付
- 「教職員による体罰に関する今後の対応について」を県立学校長に配付
- 臨時の県立学校長会議を開催し、全県立学校長に対し、体罰の再発防止について教育長から指示
- 実態調査に基づき、教員及び管理職員を処分

### 改善の取組

#### (1) 体罰事案の報告の徹底

県立学校から県教育委員会への体罰事案の報告・相談の手順を明確化し、各学校へ周知する。

#### (2) 体罰の実態把握のための取組例

- 体罰を行った場合や体罰を見た場合は直ちに管理職へ報告する。
- 生徒の意見を吸い上げるための「意見箱」を設置する。
- 「いじめアンケート」に教職員の体罰等の不適切な指導に関する項目を設け、定期的実施する。
- 県総合教育センターの相談窓口の機能を更に充実し、教育委員会の関係機関との連携を強め、早期に対応できるようにする。

#### (3) 体罰の再発防止

- 文部科学省が示した「児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」（平成 25 年 3 月 13 日付け通知）を教員に配付する。
- 初任者研修や 2 年目研修等、各種研修で体罰の禁止を徹底する。
- 不祥事防止のリーフレット「信頼される教職員であり続けるために」（平成 25 年 3 月 愛知県教育委員会）を全教員に配付する。
- 生徒指導事例研究会で、体罰によらない生徒指導の在り方について研究し、その成果を周知する。
- 部活動を保護者、地域へ積極的に公開するなど、開かれた学校づくりに努める。
- 運動部活動については、試合の勝利のみにこだわることなく、スポーツの楽しさやすばらしさを伝えることができる指導法を身に付ける研修会を行う。
- 運動部活動指導者研修会や体育スポーツ実践講座等、各種研修会で体罰防止を徹底する。

## (参考資料) 体罰に関する法・通知等

### 「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」

#### 第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

（平成25年3月13日初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）

#### ○ 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。

懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### ○ 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

#### ○ 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

#### ○ 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。  
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

## ＜学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例＞

### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

#### ○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

#### ○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

### (2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

### (3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

#### ○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

#### ○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

## 運動部活動での指導のガイドライン（通常の指導と体罰等の許されない指導の例）

平成 25 年 5 月 27 日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議  
「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（文部科学省）より抜粋

### 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（例）

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

### 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（例）

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

### 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

○生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

（例）

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

（例）

- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。

### 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

（例）

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。